

岩倉市断らない相談支援会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本人の同意が得られていない潜在的な相談者の情報を共有することなどにより、複雑化・複合化した課題を抱える者及びその世帯（以下「支援対象者等」という。）に対する適切な支援を図るために設置する岩倉市断らない相談支援会議（以下「支援会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 支援会議は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の6第1項の規定に基づき組織する重層的支援体制整備事業支援会議とする。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者等に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 支援対象者等が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) 支援対象者等が地域において日常生活及び社会生活を営む上で緊急性のある事案への対応に関する検討
- (4) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 支援会議は、福祉課長及び構成員をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる課及び関係機関に属する者とする。

- (1) 福祉部福祉課
- (2) 福祉部長寿介護課
- (3) 健康こども未来部健康課
- (4) 健康こども未来部こども家庭課
- (5) 教育部学校教育課
- (6) その他市長が必要と認める支援関係機関等（法第106条の6第1項に規定する支援関係機関等をいう。以下同じ。）

(会長)

第4条 支援会議に会長を置き、福祉課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指

名した構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議は、会長が審議案件に応じて当該案件に必要な構成員を選定して招集し、随時開催するものとする。

2 支援会議の開催及び会議の資料は、非公開とする。

3 支援会議は、必要があると認めるときは、法第106条の6第3項の規定により、支援関係機関等に対し、支援対象者等に関する資料又は情報の提供、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 支援会議の事務に従事する者は、正当な理由がないのに、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 支援会議の事務に従事する者は、関係者以外に情報が漏れないよう会議の資料を厳重に管理しなければならない。

(庶務)

第7条 支援会議の庶務は、福祉部福祉課が処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。